

論 説

## ビットコインと税務

大阪国税不服審判所次席国税審判官

土 屋 雅 一

### SUMMARY

インターネット上の仮想通貨であるビットコイン(bitcoin)については、2013年から、マスメディアなどで本格的に取り上げられるようになってきた中、米国では、ビットコインの取引等により生じた所得について、どのように税務申告すべきかについてインターネット上でも盛んに議論されているが、我が国においては、2014年3月現在、ビットコインの取引等により生じた所得の取扱いについて必ずしも明らかとなっていない。

そこで、本稿は、2014年3月現在の米国を含めた諸外国におけるビットコインの税務上の取扱いの状況を踏まえ、我が国における税法上の取扱い及び税務調査における実名の把握方法等について考察したものである。(平成26年4月30日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1	はじめに	70
2	ビットコインの仕組み	70
3	米国におけるビットコインの税務上の取扱い	73
4	諸外国におけるビットコインの税務上の取扱い	74
5	我が国におけるビットコインの税法上の取扱い	75
	(1) ビットコインの法律上の位置付け	76
	(2) ビットコインの企業会計上の取扱い	77
	(3) ビットコインと各税法	78
	イ 所得税法	78
	ロ 法人税法	79
	ハ 消費税法	79
	ニ 相続税法	80
	ホ 国税徴収法	81
6	ビットコインと税務調査	82
	(1) ビットコイン交換所における現金との交換	82
	(2) ビットコインを使用した匿名の国外送金	82
	(3) ビットコインと財やサービスの間の物々交換取引	82
	(4) ビットコインを悪用した財産隠匿	83
	(5) インターネットサービスプロバイダへの調査	83
	(6) 法令上の手当ての必要性	83
7	おわりに	83

1 はじめに

インターネット上の仮想通貨であるビットコイン(bitcoin)については、2013年から、マスメディアなどで本格的に取り上げられるようになってきた。米国では、ビットコインの取引等により生じた所得について、どのように税務申告すべきかについてインターネット上でも盛んに議論されており<sup>①</sup>、税務申告を補助するためのウェブサイト<sup>②</sup>も開設されている。

我が国においても、2013年分の所得については、2014年3月15日までに、確定申告する必要があるが、2014年3月現在においては、ビットコインの取引等により生じた所得の取扱いについて、国税庁からは何ら情報提

供がなされていない。

また、ビットコインと現金の交換所を運営するマウントゴックス(以下M社という。)がサイバー攻撃が原因で経営破たんしたことが、マスコミ報道<sup>③</sup>などで話題となった。

そこで、本稿では、2014年3月現在の情報に基づき、ビットコインの税務上の取扱いについて考察してみたい。

なお、本稿において、意見に関する部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておく。

2 ビットコインの仕組み

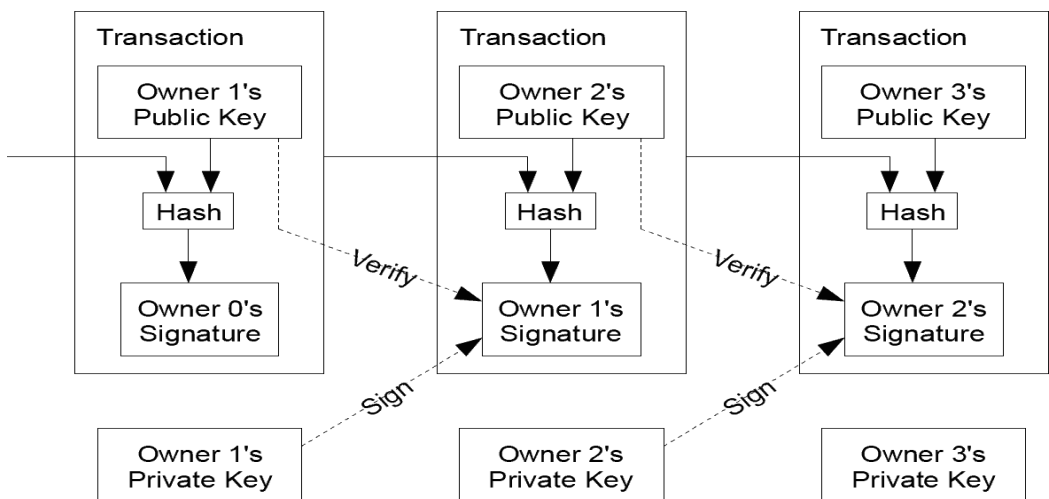
ビットコインは、中本哲史(Satoshi Nakamoto)を名乗る人物により投稿された論文<sup>④</sup>に基づき2009年から運用が開始され

た。ビットコインには、中央銀行のような発行機関が存在せず、ビットコインの発行や取引は、P2P ネットワーク上(Peer to Peer: 多数の端末間で通信を行う際のアーキテクチャのひとつで、対等の者(Peer、ピア)同士が通信をすることを特徴とする通信方式)<sup>(5)</sup>で行われる。

1 単位のビットコイン(この単位を 1 BTC と呼称する。)は、連続するデジタル署名(インターネット上で、あるデータが自分自身により作成されたことを証明する手順)<sup>(6)</sup>されたデータのチェーンとして定義される。ビ

ットコインの取引に当たっては、ビットコインの各所有者は、直前の取引のハッシュ値(あるデータから不可逆的により一定長の短いデータを数学的に作り出す関数)<sup>(7)</sup>と次の所有者の公開鍵暗号方式<sup>(8)</sup>による公開鍵(インターネット上で他人に公開する自分の鍵であり、自分の秘密鍵により暗号化したデータを復号することができる。)にデジタル署名を付しチェーンの最後に追加することにより、ビットコインを次の所有者に転送する。受取人は一連のデジタル署名を検証することにより、ビットコインの過去の所有権を検証できる。

図 1 デジタル署名のチェーンの概念図



(中本哲史氏の論文から貼り付け)

このデジタル署名されたデータのチェーンを P2P ネットワーク上に保存するために、次のような工夫を施している。数 100 個程度の取引の記録をブロックという単位でまとめる。ブロックの構成要素は、最後にブロックが作られた時点から新しいブロックを作るまでの間の取引の記録、最後のブロックのハッシュ値、nonce と呼ばれる任意の数値の 3 つの情報とする。新しいブロックを作るために、nonce の数値を

ランダムに変化させ、ブロックの 3 つの構成要素からハッシュ値を計算する。ハッシュ値の計算結果が、先頭からのビットに一定数の 0 が連続する条件を満たす数値となった時に、このブロックが新しいブロックとして承認される。この条件を満たす数値は、多数のユーザーが作業に参加することを前提として、新しいブロックが承認されるまでに、10 分程度の計算時間がかかるように調整されている。

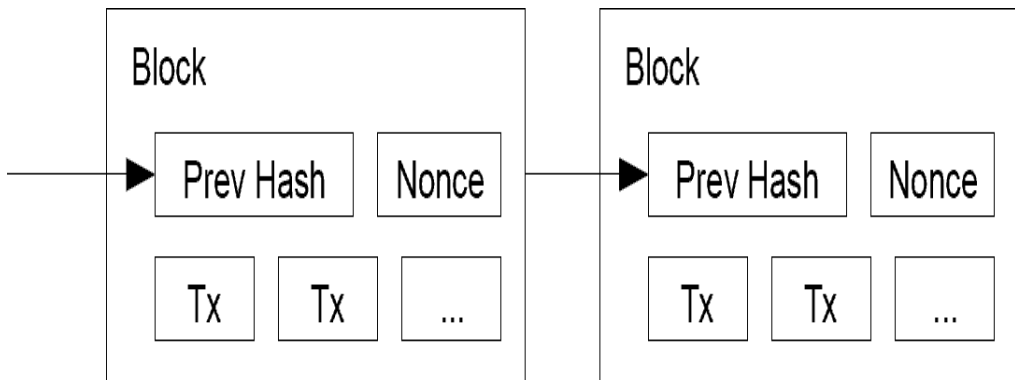
このように、nonce の数値を変化させ、新しいブロックを発見する作業をプルーフ・オブ・ワーク(proof of work)という。最初にプルーフ・オブ・ワークに成功したユーザーには報酬として新たなビットコインが与えられる。このようにプルーフ・オブ・ワークに最初に成功してビットコインを報酬として得ることを採掘(mining)といい、採掘に参加するユーザーを採掘者(miner)という。採掘されるビットコインの数は、システムによりあらかじめ設定されており、時とともに減少し、2140年に限度額(2100万BTC)<sup>9)</sup>に達することとなっている。なお、現在の流通量は約1200万BTCである。

ビットコインの偽造が不可能である理由は次のとおりである。ビットコインを偽造するためには、過去の取引記録を改ざんする必要があるが、過去の取引記録が改ざんされると、最後のブロックのハッシュ値が

変化することから、上記の作業をやり直す必要がある。一人の悪意のあるユーザーが、偽造したデータのプルーフ・オブ・ワークを成功するためには、膨大な計算量が必要となり、このような作業は事実上不可能である。たとえ、プルーフ・オブ・ワークに成功したとしても、膨大な計算量が必要となることから、この作業に数カ月も要することになり、その時点では新しい取引が追加されているため、新たなブロックが追加され、また最初からプルーフ・オブ・ワークの作業をやり直す必要がある。

このようにして作られたブロックの連鎖をブロックチェーン(block chain)と呼び、これがビットコインの本体である。そして、このブロックチェーンはP2Pネットワーク上に分散して保存されており、特定の中央サーバーは存在しない。ユーザーはP2Pネットワークにアクセスすることにより、ビットコインの存在を確認する。

図2 ブロックチェーンの概念図



(中本哲史氏の論文から貼り付け)

ユーザーがビットコインを利用するためには、ユーザーのパソコンやスマートフォンにウォレット(wallet:財布)と呼ばれるソフトウェアをインストールする必要がある。ウォレットをインストールすることにより、公開

鍵暗号方式によるウォレットの秘密鍵(インターネット上に公開しない自分の鍵であり、自分の公開鍵により暗号化したデータを復号することができる。)と公開鍵が生成される。この公開鍵により第三者がウォレットを特定

することができる。そこで、取引の匿名性を確保するため、原則として取引の都度、この公開鍵を圧縮して 30 文字程度の長さのアドレスを生成する。実際の取引は、このアドレスにより取引相手を特定して行う。また、このアドレスから公開鍵を復元することはできず、匿名性が確保されている。

ビットコインを次の所有者に送金する場合の手順は次のとおりである。現在の所有者が、次の所有者からその所有するウォレットのアドレスを受信する。取引情報に、現在の所有者の秘密鍵を使用してデジタル署名を行い、P2P ネットワーク上へ送信する。多数の採掘者がブルーフ・オブ・ワークを行い、10 分程度経過後に誰かが採掘に成功し、この取引が承認される。秘密鍵はウォレットに厳重に保存され、これが破壊されれば、のデジタル署名ができなくなるため、次の所有者にビットコインを送金することが不可能となり、このウォレットに格納されたビットコインは永久に使うことができなくなる。また、この秘密鍵が盗まれた場合には、秘密鍵を盗み出した者が のデジタル署名を行い、犯人のウォレットへビットコインを送金することにより、被害者のウォレットに格納されたビットコインが盗まれることとなる。

ウォレットの種類<sup>(10)</sup>は、おおむね、秘密鍵を自分所有のパソコン等に保存するデスクトップウォレット、秘密鍵の保管を M 社などのビットコイン交換所(ビットコインと現金の交換を仲介する取引所)等の業者に委ねるオンラインウォレット(ウェブウォレットとも呼ばれる。)、秘密鍵を紙に印刷して保存するペーパーウォレットの 3 種類がある。デスクトップウォレットには、秘密鍵の記録媒体が物理的に破損したり、自分のパソコンにサイバー攻撃を受けて秘密鍵が盗まれるといったリスクがある。オンラインウォレットには、M 社のケースのように、ビットコイン交換所がサイバー攻撃を受けて秘密鍵が盗ま

れるリスクがある。ペーパーウォレットには、紙が盗まれたり紛失するといったリスクがある。この他に、スマートフォン用アプリである、モバイルウォレットがあるが、デスクトップウォレットとオンラインウォレットの中間的な仕組みであり、実際の店舗での小口の買い物に使われる。

ビットコイン交換所は、ビットコインと現金の交換の仲介を行う業者であり、世界各地に存在し、オンラインにより取引を行っている。顧客であるユーザーとビットコイン交換所の資金決済手段には、銀行口座振込、クレジットカード、PayPal<sup>(11)</sup>などが利用されており、例えば、M 社は銀行口座振込を利用していたようである。また、各地のビットコイン交換所はリアルタイムでビットコインと現金の交換相場<sup>(12)</sup>を公表している。このため、ビットコインは貴金属のようなコモディティ(commodity:貴金属や穀物などの相場商品のこと)と類似している。

なお、1BTC の交換相場は 2014 年 3 月現在で数 100 米ドルであり、分割できなければ実際の取引には不便である。そこで、1BTC=100000000Satoshi なる単位が最小単位として使えるようになっている<sup>(13)</sup>。このように、1BTC を分割することが可能なのは、ビットコインの取引の際に、現在の所有者と次の所有者のそれぞれを複数設定できるようにすることにより、価値を分割することができるためであり、簡単にいえば、1単位のビットコインに持分を設定するようなものである。

### 3 米国におけるビットコインの税務上の取扱い

上記 1 で述べたように、インターネット上で、ビットコインの税務上の取扱いについて議論されているが、2014 年 1 月現在においては、米国 IRS から、ビットコインの税務上の取扱いについて、公式のガイダンスは公表されていない。一方で、米国会計検査院

(Government Accountability Organization: GAO)からは、2013年5月に、ビットコインを含む仮想通貨に係る税務コンプライアンスのリスクについて取りまとめた報告書<sup>(14)</sup>が公表されている。IRSは、この報告書を受けて、GAOに対して、今後、努力する旨の回答<sup>(15)</sup>を行っているが、上述のとおり、公式のガイダンスは、2014年1月現在、公表されていない。

米国の民間の実務家からは、このGAOの報告書などに基づき、ビットコインの税務上の取扱いに係る報告書<sup>(16)</sup>が公表されている。この報告書には、商取引における支払手段としてのビットコイン、ビットコインの採掘、短期又は長期のビットコインの売買、

ビットコインの売買に係るブローカー、現金とビットコインの両替などが検討課題として想定されている<sup>(17)</sup>。また、ビットコインの特質として、物々交換(Barter)としてのビットコインと財やサービスとの交換、ビットコインの外国通貨としての取扱い、ビットコインの金融商品としての取扱い、ビットコインの資産としての取扱いが検討されている<sup>(18)</sup>。さらに、米国連邦所得税法の潜在的な可能性についても検討されており、納税者の行動に着目した分類として、ビットコインへの投資を行うInvestor、ビットコインの自己売買を行うTrader、ビットコインの販売を行うDealerのそれぞれについて課税の可能性が検討されている<sup>(19)</sup>。ビットコインの取引形態についても検討されており、

ビットコインを支払手段として使用して行う財やサービスの販売、ビットコインの採掘、ビットコインと通貨との交換といった取引形態についても課税の可能性が検討されている<sup>(20)</sup>。ビットコインの資産としての性格が、通貨、有価証券又はコモディティのどれに当たるかにより、税務上の取扱いが異なるようである。

#### 4 諸外国におけるビットコインの税務上の取扱い

米国議会図書館は、2014年1月に、主要な40の国・地域及びEUのビットコインに係る法的規制や税務上の取扱いについて取りまとめた報告書<sup>(21)</sup>を公表した。この報告書の中で、税務上の取扱いについて記述があるのは、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イスラエル、オランダ、シンガポール、スロベニア、スペイン及び英国の各国であり、日本についての記述はない。これらの国の中で、フィンランド及びシンガポールの税務当局は、ビットコインの税務上の取扱いに係る公式見解を表明しているが、その他の各国は、その取扱いについて検討中のようである。

フィンランドの税務当局<sup>(22)</sup>は、2013年8月に、ビットコインを含む仮想通貨の課税要件に係る規則を公表している。これによれば、ビットコインを他の通貨に交換して得た利益は、キャピタルゲインとして課税される。また、ビットコインが財やサービスの取引に対する支払手段として使用された場合には、その取引をビットコインと財やサービスとの物々交換として取り扱うとともに、その際に、ビットコインを入手した時点から当該取引の時点までのビットコインの値上がり益も課税される。ただし、ビットコインの値下がりにより生じた損失は他の所得と損益通算できないようである。

シンガポールの税務当局<sup>(23)</sup>は、2014年1月に、ビットコインの取扱業者からの照会に対して、ビットコインに係る所得税及び付加価値税の取扱いについて、次のとおり回答している。

所得税の取扱い<sup>(24)</sup>については、ビットコインの売買により得られた利益は原則として課税される。ただし、ビットコインを長期的な投資目的のポートフォリオの一部として取得した場合には、その売却益は資本とみなされ、

課税されないようである。

付加価値税の取扱い<sup>(25)</sup>については、ビットコインを現金や物品の対価として提供した場合には付加価値税が課税される。ビットコインが現実の財又はサービスに対する支払手段として使用された場合には、そのような取引は物々交換として取り扱われる。ただし、ビットコインが、オンラインゲーム上のアイテムなどの仮想空間上の財又はサービスと交換された場合には、ビットコインが現実の現金、財又はサービスと交換されるまでは課税されない。また、付加価値税法上、ビットコインは現金又は通貨の定義に該当しないことから、ビットコインの提供は、現金の提供ではなく、ビットコインに係る権利の付与のようなサービスの提供として扱われる。さらに、ビットコインの取扱業者が、ビットコインの取引に係る代理人(ビットコインと現金の交換を仲介する業者)であるか本人(自らビットコインの売買を行う業者)であるかによっても、付加価値税の取扱いが異なる。取扱業者が代理人である場合には、手数料のみが付加価値税の課税の対象となるが、取扱業者が本人である場合には、ビットコインの価額及び手数料の合計額が付加価値税の課税の対象となる。なお、ビットコインの提供者の恒久的施設がシンガポール国内に存在しない場合には、ビットコインの提供は付加価値税の課税の対象とはならないようである。

ビットコインの取扱いを検討中の各国の中で、ドイツの連邦財務省<sup>(26)</sup>は、ビットコインの税務上の取扱いについて、検討状況を明らかにしている。具体的には、ビットコインを私的な貨幣(すなわちモノ)として取り扱うとともに、その取引に対して付加価値税を課税する。また、ビットコインを取引の支払手段として使用した場合には所得税を課税し、ビットコインを1年を超えて所持した後に売却した場合にはキャピタルゲインとして課税することなどが検討されているようである。

その他の各国も、ビットコインを通貨ではなくモノとして課税の対象に取り込むことを検討しているようである。

## 5 我が国におけるビットコインの税法上の取扱い

内閣は、平成26年3月に、参議院議員からのビットコインに関する質問主意書に対する答弁書<sup>(27)</sup>を閣議決定した。この答弁書の要旨は次のとおりである。ビットコインは、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律、日本銀行法や民法の規定による通貨に該当せず、外国為替及び外国為替法の規定による外国通貨にも該当せず、その他の法律においても、ビットコインを通貨の定義に含めている規定は存在しない。ビットコインは通貨ではなく、それ自体が権利を表象するものでもないため、ビットコイン自体の取引は、銀行法に規定する銀行業として行う行為ではなく、金融商品取引法に規定する有価証券等の取引には該当せず、その他の法律にもビットコインを明確に位置付けているものは存在しない。

ビットコインを対価として債務の弁済に使用することを一律に禁止する法律は存在しない。ビットコインによる取引については、所得税法、法人税法、消費税法等に定める課税要件を満たす場合には、課税の対象となる(これはトートロジーである。)。犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に規定する特定事業者に対し、顧客等との一定の取引について、ビットコインの使用の有無にかかわらず、本人特定事項等の確認等の義務を課している。

このように、政府は、ビットコインは通貨や有価証券ではなく、貴金属のようなコモディティの一種であるモノとして取り扱う方針のようである。そこで、本節では、この答弁書を前提として、ビットコインの税法上の取扱いについて検討する。

## (1) ビットコインの法律上の位置付け

諸外国においては、我が国のように、租税法が用いている概念について、借用概念と固有概念に分けて論ずる慣習に乏しい<sup>(28)</sup>ことから、ビットコインの法律上の位置付けを議論するまでもなく、ビットコインを経済的な価値として課税できればよいと考えられているようである。

一方、我が国においては、ビットコインの税法上の取扱いを検討する際に、ビットコインが私法等の租税法以外の法分野(主として民商法)において、どのように位置付けられるか検討する必要がある。上記3、4で述べたように、諸外国においても、ビットコインを通貨ではなく貴金属のようなコモディティの一種であるモノとして取り扱う方針であるようである。上述の答弁書のとおり、通貨という概念は法律により定義されているが、モノには法律上の定義がない。

民法上、モノは有体物<sup>(29)</sup>と無体物に区別される。判例上は、権利の客体としての性質を重視して、法律上の排他的な支配が可能であるモノを有体物とみるのが通説<sup>(30)</sup>であり、エネルギーとしての電気のように管理可能であるモノも民法上の有体物に含まれるとされている。この点について、上記2で述べたように、ビットコインは単なるビットパターンにすぎず、有体物でないことは明らかであり、強いて法律用語を用いれば電磁的記録<sup>(31)</sup>というしかない。

無体物とは、有形的存在でないもの、つまり民法でいう「物(有体物)」以外のものである。無体財産権とは、無体物に対して所有権に類似する排他的な支配権を可能とする法律上の権利であり、具体的には、著作物を保護する著作権や発明を保護する特許権などがある。また、無体財産権と知的財産権は同義<sup>(32)</sup>であるとされ、知的財産保護法によれば、知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により

生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうとされており、知的財産権とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいうとされている<sup>(33)</sup>。無体財産権の分類として、法律上の保護を受けるためには、特許権や商標権はそれぞれ特許法<sup>(34)</sup>や商標法<sup>(35)</sup>の規定により登録する必要があるが、著作権や不正競争防止法により保護されたノウハウなどについてはその必要がない。ビットコインには、法律上の登録制度が存在しないことから、ビットコインが無体財産権により保護された無体物に当たるかどうかについては、ビットコインが著作権法や不正競争防止法などにより保護されているかどうか検討する必要がある。

ビットコインが著作権により保護された著作物に当たるかどうかについては、ビットコインは単なるビットパターンではあるが、上記2で述べたように、これを採掘するためには、膨大な回数の試行錯誤を必要としており、知的活動の成果といえなくもない。そうすると、ビットコインは、思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものであり、著作権法により保護された著作物といえるかもしれない<sup>(36)</sup>。著作権法の規定によれば、著作権はその全部を他人に譲渡することが可能<sup>(37)</sup>であるとされており、ビットコインの取引についても、この規定が適用できそうである。ただし、著作権法上、無名の著作物の著作権は、その公表後50年を経過して消滅<sup>(38)</sup>するとされていることから、2060年頃からは、著作権の消滅するビットコインが出現すると考えられる。いずれにしても、ビットコ



インが著作権により保護された著作物に当たるかどうかについては知財分野の専門家による議論が必要であろう。

ビットコインが不正競争防止法により保護されたノウハウに当たるかどうかについては、不正競争防止法が事業者間の公正な競争を確保することを目的<sup>(39)</sup>としていることから、消費者等の事業者以外の者の間で転々と流通するビットコインはこれに当たらないと考えられる。

以上のとおり、ビットコインは著作権により保護された著作物に当たる可能性があり、この場合は、ビットコインをコンピュータプログラムなどの著作物の著作権と同様に税務上の取扱いを定めればよい。一方、ビットコインが法律で保護された電磁的記録ではないとする場合には、諸外国と同様に、ビットコインを単なる経済的な価値として、税務上の取扱いを論ずる必要がある。

ビットコインがいわゆる電子マネーに当たるかどうかについてであるが、Suica など発行者が存在する電子マネーは、資金決済法に規定された第三者型前払式支払手段<sup>(40)</sup>であり、税法上は、電子マネーの発行者(JR 東日本など)を債務者、電子マネーの利用者(電子マネーにチャージした者)を債権者とする金銭債権であり、ビットコインとは税法上の取扱いが全く異なる。ビットコインには発行者が存在せず、債権・債務関係が存在しない。

また、外国為替及び外国貿易管理法の規定によれば、「証券、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。)」<sup>(41)</sup>が支払手段(以下、「外為法上の支払手段」という。)として定義されている。この政令で定めるものとして、ビットコインが掲げられていれば、ビットコインは電子マネーとして通貨と同様

の支払手段となるはずであるが、どういうわけか、この政令は未だに制定されていない。

## (2) ビットコインの企業会計上の取扱い

我が国の法人税法は、所得の計算についてはまず基底に企業会計があり、その上にそれを基礎として会社法の会計規定があり、さらにその上に税務会計があるという、会計の三重構造を前提としていると解されている<sup>(42)</sup>。所得税についても、明文上の規定はないものの、青色申告制度<sup>(43)</sup>や商法の規定<sup>(44)</sup>などから、事業所得の計算については、企業会計の方法によるべきであると考えられる。したがって、ビットコインの税法上の取扱いを検討する際には、ビットコインの企業会計上の取扱いを論ずる必要がある。

ビットコインを販売目的として取得した場合には、ビットコインは貴金属のようなコモディティと同様の性質を有することから、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書四<sup>(45)</sup>に従い、棚卸資産として取り扱うべきであろう。また、他の財との物々交換目的でビットコインを保有する場合にも、棚卸資産として取り扱うことが適当であると考えられる。ビットコインを取引の際の支払手段として使用した場合には、物々交換として会計処理するとともに、取引時のビットコインの市場価格とビットコインの簿価の差額を損益として認識すべきであろう。棚卸資産としてのビットコインの評価方法は、棚卸資産の評価に関する会計基準<sup>(46)</sup>に従い、平均原価法等によるべきであろう。ビットコインを販売目的で採掘して取得した場合には、これを簿外資産とする方法もあるが、研究開発費に係る会計基準<sup>(47)</sup>による市場販売目的のソフトウェアの評価方法に準じて、採掘に要した費用(人件費、採掘のためのコンピュータの減価償却費、インターネット接続費用、電力料金等)を合理的に見積もって、これを取得価額として採掘したビットコインの簿価とする方法も考えられる。なお、ビットコインが棚卸

資産の評価に関する会計基準に規定する「トレーディング目的で保有する棚卸資産」(時価の変動により利益を得ることを目的とする棚卸資産)<sup>(48)</sup>に当たる場合には、市場価格をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益として処理することとなる。

ビットコインを投資目的として取得した場合には、ビットコインが著作権により保護された著作物などの無体財産に当たる場合とビットコインが法律で保護された無体財産ではなく単なる電磁的記録であるとする場合に分けて検討する必要がある。企業会計原則において無体財産権は無形固定資産とされ、貸借対照表には、当該資産を取得するために支出した金額から減価償却額を控除した価額を計上することとされている<sup>(49)</sup>。ビットコインが著作権により保護された著作物などの無体財産に当たる場合には、この取扱いがそのまま適用され、ビットコインが無形固定資産として、貸借対照表の資産の部に計上されることとなる。ただし、ビットコインには市場価格があり、時とともに価値が減少するものではないことから、非減価償却資産として取り扱うべきであろう。ビットコインを購入した場合には、購入価格を簿価とすべきである。この際に、複数回に分けてビットコインを取得することが一般的であると想定されることから、取得価額の評価方法は、有価証券の評価<sup>(50)</sup>と同様に、移動平均法又は総平均法によるべきであろう。採掘によりビットコインを取得した場合には、簿外資産とする方法もあるが、採掘に要した費用(採掘のためのコンピュータの減価償却費、インターネット接続費用、電力料金等)を合理的に見積もって、これを取得価額として採掘したビットコインの簿価とする方法も考えられる。しかしながら、研究開発費に係る会計基準には、投資目的としてソフトウェアを制作した場合の会計基準についての記述がなく、会計基準の整備が必

要かもしれない。ビットコインが法律で保護された無体財産ではなく、単なる電磁的記録であるとする場合には、会計上の無形資産として類似したのを見当たらず、新たな発想が必要である。ビットコインを取得した時点で、即時に費用として認識しビットコインを簿外資産とする方法もあるが、このような方法は費用収益対応の原則に反する。むしろ、法人税法上の繰延資産<sup>(51)</sup>のように、取得したビットコインを長期前払費用として認識し、貸借対照表の資産の部に計上すべきであろう。その後の処理は、上述の無体財産としての会計処理と同様である。

なお、外貨建取引について、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末、事業年度終了の時等一定の時点において日本円に換算するといういわゆる多通貨会計<sup>(52)</sup>が実務上行われているが、ビットコインを外貨とみなせば、ビットコインの会計処理について多通貨会計を採用することもできる。これには上述の閣議決定を見直し、ビットコインを通貨として認める必要がある。

いずれにしても、ビットコインの会計処理については、会計専門家による議論が必要であろう。

### (3) ビットコインと各税法

上記(1)、(2)で述べたビットコインの法律上の位置付け及び会計上の取扱いを前提に、我が国の税法におけるビットコインの取扱いについて、以下、考察する。

#### イ 所得税法

我が国の所得税法の解釈として、所得とは租税法上の固有概念<sup>(53)</sup>であり、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象となるとともに、合法的な利得のみでなく、不法な利得も課税の対象となると解されている。なお、不法な利得とは、利得者がそれを私法上有効に保有しうる場合のみでなく、それが現実に利得者の管理支配のもとに入っている場合には、課税の対象となると解されている

(54)。したがって、ビットコインの法的位置付けいかんにかかわらず、ビットコインの取引によって得られた利得は所得を構成し、所得税の課税の対象となると考えられ、本稿では、これを前提にビットコインの所得税法上の取扱いについて検討する。

営利を目的とした継続的なビットコインの取引から生じた利益は、事業所得又は雑所得として課税の対象となると考えられる。上記(2)で述べたように、この際の会計処理は企業会計の方法によるべきであり、棚卸資産としてのビットコインの会計処理に従うべきであろう。ただし、ビットコインを取引の際の支払手段として使用した場合は、このビットコインは商品ではなく所得税法上の棚卸資産<sup>(55)</sup>に当たらないことから、この取扱いを通達で定める必要がありそうである。具体的には、このような取引について、ビットコインと他の財やサービスとの物々交換として処理し、取引時のビットコインの市場価格とビットコインの簿価との差額を損益として処理する方法が考えられる。

投資目的としてビットコインを保有する場合には、その売却益は譲渡所得となる可能性がある。譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいい、ここでいう資産とは、棚卸資産等及び金銭債権以外の一切の資産をいい、この資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれるとされている<sup>(56)</sup>。ビットコインが著作権により保護された著作物に当たる場合には、ここでいう資産に該当することは明らかであるが、ビットコインが単なる電磁的記録である場合にも、ここでいう事実上の権利の一種としてビットコインを取り扱えば、投資目的によるビットコインの売却益を譲渡所得として計算し、所得税を課税することができると考えられる。ビットコインがここでいう事実上の権利に当たらない場合には、この売却益は譲渡所得ではなく雑所得となる。

なお、一般の消費者が財やサービスを購入する際の支払手段として、ビットコインを使用することも想定されるが、フィンランドの例のように、財やサービスを購入した時のビットコインの市場価格とこのビットコインの購入した時の価格の差額を雑所得又は譲渡所得として認識し、消費者に所得税を課税することも考えられる。しかしながら、すべての個人のビットコインの取引状況を把握できるようなシステムがない限り、執行が困難であると考えられる。

以上、所得税法におけるビットコインの取扱いについて考察したが、実際の執行に当たっては、何らかの法令解釈通達の整備が必要であり、場合によっては、法令改正が必要となることも想定される。

#### ロ 法人税法

上記(2)で述べたように、我が国の法人税法は企業会計を基底としており、法人の費用及び収益の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算<sup>(57)</sup>されるものとされている。したがって、ビットコインに係る企業会計の基準が定めれば、この基準に従って法人の課税所得が計算されると考えられる。

ただし、ビットコインを取引の際の支払手段として使用した場合や配当の支払手段としてビットコインを使用した場合の会計処理などについては、ビットコインを支払時の市場価格に換算する方法などについて、通達により取扱いを定める必要があると考えられる。また、ビットコインが(2)で述べた「トレーディング目的で保有する棚卸資産」に当たる場合には、法人税法上は「短期売買商品」<sup>(58)</sup>に当たる可能性があり、この会計処理についても、通達により取扱いを定める必要があると考えられる。

#### ハ 消費税法

我が国の消費税の課税の対象は国内取引と輸入取引に分かれる。

国内取引とは、国内において事業者が行った資産の譲渡等であり、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供である<sup>(59)</sup>。ここでいう資産とは、取引の対象となる一切の資産をいうから、棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産が含まれると解されている<sup>(60)</sup>。著作権が消費税法の条文<sup>(61)</sup>に資産として掲げられていることから、ビットコインが著作権で保護された著作物に当たる場合には、この著作権が無形資産であることは明らかである。ビットコインが単なる電磁的記録である場合には、これが消費税法上の「資産」に当たるかどうかは検討を要する。

輸入取引の課税の対象は、保税地域から引き取られる外国貨物である<sup>(62)</sup>。著作権等の無体財産権の外国からの導入は、保税地域からの外国貨物の引取りに当たらないため、課税の対象とならない<sup>(63)</sup>。

国内取引として行われる資産の譲渡等のうち、有価証券や「外為法上の支払手段」等の譲渡は非課税取引とされている<sup>(64)</sup>。上述の政府答弁書によれば、ビットコインは有価証券に該当せず、上記(1)で述べたように、「外為法上の支払手段」でもない。この他に、ビットコインの譲渡を非課税取引とする規定がないことから、ビットコインが消費税法上の無形資産に当たれば、その譲渡は消費税の課税の対象となる。

輸出免税については、非居住者に対する著作権の譲渡は免税の対象<sup>(65)</sup>とされており、ビットコインが著作権により保護された著作物に当たる場合には、ビットコインの非居住者への譲渡は、輸出免税の対象となる。一方、ビットコインが単なる電磁的記録で、かつ、消費税法上の無形資産に当たる場合には、非居住者に対してビットコインを譲渡したとしても、この取引を輸出免税とすべき規定は存在しない。

ビットコインを取引の際の支払手段として使用した場合には、この取引を消費税法の規定による代物弁済<sup>(66)</sup>として取り扱うことにより消費税の課税の対象となると考えられるが、代物弁済は目的物の引渡しを必要とする要物契約であることから、ビットコインが民法上の「物」である必要があり、なお検討が必要である。

## 二 相続税法

相続税の課税物件は、相続又は遺贈により取得した財産であり、これを相続財産という。相続財産には、財産権の対象となる一切の物及び権利が含まれる。したがって、動産や不動産はもとより、著作権等の無体財産権や経済的価値に対する支配権が相続税の課税の対象<sup>(67)</sup>となる。

相続又は遺贈の概念は民法からの借用概念<sup>(68)</sup>であるとされており、相続財産の意義についても、民法の規定に基づき解釈すべきである。この点が、所得を租税法の固有概念とする所得税と相続税の違いである。

ビットコインが著作権により保護された著作物に当たる場合には、相続財産たる著作権として相続税の課税の対象となる。一方、ビットコインが単なる電磁的記録であるとする場合には、これを経済的価値に対する支配権として扱えるかどうかを検討課題となる。営業権のように法律上の位置付けが必ずしも明らかでない権利についても、相続税の課税の対象としていることから、通達を整備することにより、相続財産として取り扱うことは可能であると考えられるが、租税法律主義の観点から法律家による議論が必要であろう。

相続財産としてのビットコインの評価額は、相続開始時の市場価格とすべきであるが、具体的な取扱いについて、財産評価基本通達に明記すべきであろう。

贈与税の課税物件は、贈与によって取得した財産であり、これを贈与財産という。贈与財産には、財産権の対象となる一切の物及び

権利が含まれる<sup>(69)</sup>。贈与財産の意義についても、民法の規定に基づき解釈すべきであると考えられ、ビットコインが著作権により保護された著作物に当たる場合には、贈与財産たる著作権として贈与税の課税の対象となる。一方、ビットコインが単なる電磁的記録であるとする場合には、上述の相続税の取扱いと同様になると考えられるが、贈与税にはみなし贈与財産<sup>(70)</sup>の規定があり、ビットコインが民法上の贈与財産に当たらないとされた場合であっても、対価を支払わずに利益を受けたと認定できる場合は、みなし贈与財産として贈与税の課税の対象となる。

#### ホ 国税徴収法

国税徴収法の規定<sup>(71)</sup>によれば、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならないとされている。差し押えの対象となる財産は、滞納者に帰属し、金銭的価値を有し、譲渡又は取立てが可能な財産でなければならないとされている<sup>(72)</sup>。

ビットコインが著作権により保護された著作物に当たる場合には、著作権として差し押えの対象となる。差し押えの手続きは、滞納者に差し押書を送達することにより行い、差し押えの効力は差し押書が滞納者に送達されたときに生ずる<sup>(73)</sup>。差し押えた財産は、換価しなければならない<sup>(74)</sup>。差し押さえた財産を換価するときは、これを公売に付さなければならないが、取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するときは、随意契約により売却することができる<sup>(75)</sup>。ビットコインには市場価格があることから、取引所の相場がある財産に当たると考えられ、取引所で売却することにより、これを換価することとなる。このように、著作物たるビットコインは、国税徴収法の規定により、これを差し押さえ換価することができることとなるが、現実問題として、滞納者

の秘密鍵が保存されたウォレットはパスワードにより保護されており、滞納者がパスワードを明かさないうちこれを換価することは不可能である。また、滞納者が差押書を受領した後にビットコインを売却した場合には原状回復できない。これらの妨害行為を、滞納処分免脱罪の要件である「納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたとき」<sup>(76)</sup>と認定することができれば、罰則を科すことができる。

ビットコインが単なる電磁的記録であるとする場合には、これが差押可能な財産として扱えるかどうかは、民事法の例によるべきと考えられるが、ビットコインが民事執行法に規定された強制執行可能な不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権<sup>(77)</sup>に当たるかどうかは不明であり、国税徴収法基本通達にもビットコインの差し押えに係る記述がない。一方、デスクトップウォレットやペーパーウォレットは動産として、オンラインウォレットに預けられたビットコインは返還請求権として差し押可能であると考えられる。滞納者が所持するデスクトップウォレットを差し押さえ、パスワードを把握することにより、これを動産として公売し換価することが可能である。ペーパーウォレットは、パスワードで保護されていないため、そのまま動産として公売し換価することが可能である。オンラインウォレットにビットコインが預けられている場合には、これをビットコイン交換所等の業者と滞納者の寄託契約<sup>(78)</sup>に当たると認定して、ビットコインの返還請求権を差し押さえることができるが、この場合もパスワードを把握しなければ、差し押さえた返還請求権の取立てをすることができない。さらに、国税徴収法に、取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押さえなければならないと規定<sup>(79)</sup>されているため、ビットコインを

差し押さえなければならぬこととなるが、結局のところ、オンラインウォレットに預けられたビットコインの換価は、ビットコインが財産として差押可能かどうかという問題に帰着する。

## 6 ビットコインと税務調査

今後、各税の税務調査の場面において、ビットコインに遭遇する機会が増えてくると考えられ、ビットコインが利殖目的の投資対象や取引の際の支払手段として取引されることが想定される。ビットコインを使用した取引は、実名ではなくアドレスにより行われる。したがって、アドレスと実名を結びつける手段がなければ、取引の実態を把握することは困難である。そこで、いくつかの想定される取引形態について、実名を把握する方法について考察してみたい。

### (1) ビットコイン交換所における現金との交換

我が国に所在するビットコイン交換所が、犯罪収益移転防止法に規定する特定事業者<sup>(80)</sup>に当たるかどうかは不明であるが、M社は自主的に顧客の本人確認を行っていたようである。同法に規定する特定事業者とは、銀行などの金融機関、金融商品取扱業者、貸金業者、商品先物取扱業者、貴金属・宝石の売買業者などが掲げられているが、ビットコイン交換所は、明示的には、ここに掲げられていない。上記5の政府答弁書によれば、「特定事業者に対し、顧客等との一定の取引について、ビットコインの使用の有無にかかわらず、本人特定事項等の確認等の義務を課している。」と答弁されているものの、ビットコイン交換所が特定事業者に当たるかどうかについては答弁されていない。

上記2で述べたように、ビットコイン交換所と顧客の間の資金決済手段には各種あるが、M社のケースのように銀行口座振込を利用している場合には、顧客の本人確認は、顧客

が銀行口座を開設した際に本人確認が行われていることを前提とすれば容易である。ただし、その銀行口座が借名口座の場合には本人の特定は困難である。

国外のビットコイン交換所を利用してビットコインと現金を交換した場合には、取引の把握が一層困難となる。

なお、所得税法の規定<sup>(81)</sup>により、国内において金地金等の譲渡の対価の支払をする金地金等の売買を業として行う者には、支払調書を提出する義務があるが、ビットコイン交換所にはこのような義務はない。

### (2) ビットコインを使用した匿名の国外送金

我が国に所在するウォレットから国外に所在するウォレットにビットコインを送金することは容易であり手数料も格安である。送金はアドレスのみで相手を特定するので匿名性が高く、ほとんど捕捉不可能である。また、デスクトップウォレットやペーパーウォレットを国外に持ち出す場合も捕捉が困難である。

実際、中国では、国外送金が厳しく規制されているため、ビットコインを使用した違法な国外送金が横行した。このため、中国政府は国内のビットコイン交換所である「BTC China」によるビットコインと人民元の交換を禁止した。その直後にビットコインの市場価格が急落した<sup>(82)</sup>。

我が国では、中国のような強硬手段は取りづらいことから、どのように取引を把握するか工夫が必要である。

### (3) ビットコインと財やサービスの間の物々交換取引

ビットコインを使用したオンラインショッピング<sup>(83)</sup>は、米国等では、かなり行われているようである。我が国においても、今後このような取引が普及すると想定される。インターネット上でソフトウェア等のデジタルコンテンツを販売する業者が、ビットコインを支払手段として使用した場合には、現金取引以上に匿名性が高い。具体的な税務調査の手法

としては、ウェブサイトなどでこのような業者を把握し、試し買いなどの手法を使って、業者の実態に迫るといった手法が考えられる。

#### (4) ビットコインを悪用した財産隠匿

所得隠しを行って得た利益や相続財産を隠したり、滞納処分を免れたりするために、ビットコインを悪用する手口が想定される。上記2で述べたように、ビットコインの本体はP2P ネットワーク上のブロックチェーンであるが、ユーザーの秘密鍵を把握することにより、ビットコイン本体を把握することができる。したがって、ウォレットを把握することが、ビットコインを把握するための第一歩である。ただし、ウォレットを把握しても、ペーパーウォレット以外はパスワードにより保護されており、ユーザーがパスワードを明かさない限りは、ビットコインを把握することはできない。ユーザーのパソコン内の文書ファイル等に、パスワードの備忘録が残っている可能性があるため、そのあたりの調査が有効であると考えられる。

#### (5) インターネットサービスプロバイダへの調査

インターネットサービスプロバイダを調査することにより、ユーザーの通信記録を把握することができる。ウォレットのアドレスはP2P ネットワーク上に公開されていることから、単発の送金に係るウォレットのアドレスは把握可能であり、ウォレットの所有者が接続されている IP アドレスを把握することは可能であると考えられる。ただし、ビットコインの送金に当たっては、送金の都度、ウォレットのアドレスが変更されることから、このウォレットを使用して行った他の送金については把握できない。結局、通信記録からは、このウォレットの所有者が行った送金記録すべてを復元することは困難である。

一方、IP アドレスからデスクトップウォレットがインストールされたパソコンを特定することは可能であることから、このパソコ

ンを調査することにより、他の送金記録を復元することは可能かもしれない。ただし、ウォレットはパスワードで保護されているため、パスワードを聞き出す必要がある。

なお、ユーザーの本人確認を行わない無料の WiFi スポットなどを利用した場合には、たとえ IP アドレスを特定することができても、ユーザーを特定することはできない。

#### (6) 法令上の手当ての必要性

税務調査の場面において、最も有効な調査手法はビットコイン交換所への反面調査であると考えられるが、現状では、ビットコイン交換所に対して法律上の本人確認義務が課されているかどうか不明であり、支払調書を提出する義務もない。

そこで、ビットコイン交換所が犯罪収益移転防止法に規定する特定事業者に該当することについて明確にするとともに、ビットコインと現金の取引の仲介を行うビットコイン交換所に対して支払調書を提出する義務を課すといった法令上の手当てが、最低限必要であろう。

なお、上記(2)で述べたように、ビットコインの国外送金は送金先のアドレスへ直接送金することとなり、ビットコイン交換所を経由する必要がない。このため、ビットコイン交換所に対して国外送金等調書<sup>(84)</sup>を提出する義務を課したとしても実効性がない。

## 7 おわりに

以上、ビットコインの税務上の取扱いについて考察した。主要国の中でも動きがあり、2014年3月3日に英国の歳入関税庁(HMRC)がビットコインなどの仮想通貨の税務上の取扱いを公表した<sup>(85)</sup>。これによれば、ビットコインの取引により得た利益には所得税が課税されるが、ビットコイン自体は付加価値税の課税物件に当たらないという取扱いになったようである。

また、米国 IRS から、2014年3月25日

に、ようやく、ビットコインに係る所得税法上の取扱いが公表された<sup>(86)</sup>。これによれば、ビットコインは通貨ではなく、資産(property)として取り扱われ、ビットコインの売却益はキャピタルゲインとして課税の対象となり、支払手段としてビットコインを使用した場合には、ビットコインを支払った者については、ビットコインの取得価額と支払時の市場価格の差額がキャピタルゲインとして課税の対象となり、ビットコインを受け取った者については、受取時の市場価格によりビットコインを資産として評価することとなり、採掘によりビットコインを取得した場合も、取得時の市場価格によりビットコインを原始取得したものとして評価し、これから採掘に要した費用を控除した額が所得として課税の対象となる。

他の主要国でも、今後、ビットコインの税務上の取扱いが公表されると考えられるが、特に付加価値税に係る取扱いが各国で分かれることとなると予想される。我が国においても、ビットコインの税務上の取扱いを通達などで公表する必要に迫られると予想されるが、この際、ビットコインの法律上の位置付けを明確にする必要があると考えられる。本稿では、取りあえず、ビットコインを著作物として位置付けることを提案したが、かなり無理があり、ビットコインは単なる電磁的記録にすぎないという結論になる可能性が高い。この場合は、所得を固有概念とする所得税法や企業会計を基礎とする法人税法にはさしたる問題が生じないと考えられるが、民法を基礎とする相続税法や国税徴収法には問題が生じる可能性が高い。また、消費税法(付加価値税法)についても、ビットコイン自体を課税物件とするかどうか、各国バラバラの取扱いとなる可能性が高い。

この点、上記 5 の(1)で述べた、「外為法上の支払手段」すなわち「証券、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財

産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。)」は、まさにビットコインそのものであると、いってよく、この条文の立案者が中本哲史氏ではないかと疑われるほどの出来栄である。この政令を制定し、条文にビットコインを掲げれば、ビットコインの法律上の位置付けが明確になり、税務上も「外為法上の支払手段」として取り扱うことに定まる。また、ビットコインの取引や国外送金に係る財務大臣への報告義務を課したり、法律の違反者への罰則を科すこともできるようになる。ビットコインの取引は匿名性が高く捕捉が困難であるためザル法になる可能性はあるが、上記 6 の(5)で述べたように、通信記録からウォレットの所有者を特定することは不可能ではないため、一定の牽制効果は期待できる。

(1) <http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702304773104579268322915488180>

How Will the IRS Tax Bitcoin

(2) <https://bitcointaxes.info/>

Capital Gains on Bitcoin and other Crypto Currencies

(3) <http://jp.wsj.com/article/SB10001424052702304227204579410633485090734.html>

2014年 2月 28日 マウントゴックス、民事再生法の適用申請—負債65億円

(4) <http://www.bitcoin.co.jp/docs/SatoshiWhitepaper.pdf>

「ビットコイン：P2P 電子マネーシステム」

(5) [http://ja.wikipedia.org/wiki/Peer\\_to\\_Peer](http://ja.wikipedia.org/wiki/Peer_to_Peer)

Peer to Peer

(6) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E7%BD%B2%E5%90%8D>

デジタル署名

(7) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8F%E3%83%83%E3%82%B7%E3%83%A5%E9%96%A2%E6%95%B0>



ハッシュ関数

(8) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E9%96%8B%E9%8D%B5%E6%9A%97%E5%8F%B7>

公開鍵暗号

(9) <http://www.bitcoin.co.jp/faq/faq.html>

ビットコイン FAQ

(10) <http://jpbitcoin.com/wallets>

Bitcoin日本語情報サイト ビットコインの管理(財布比較)

(11) <https://www.paypal.jp/jp/cp/ma/?mpch=ads&mplx=3484-121379-5044-0>

PayPal

(12) <http://jpbitcoin.com/charts>

Bitcoin日本語情報サイト> リアルタイムチャート

(13) <http://www.bitcoin.co.jp/faq/faq.html>

ビットコインの単位名称について

(14) <http://www.gao.gov/assets/660/654620.pdf>

「VIRTUAL ECONOMIES AND CURRENCIES Additional IRS Guidance Could Reduce Tax Compliance Risks」

(15) 前掲14

「Appendix I: Comments from the Internal Revenue Service」19頁～21頁

(16) Wiener, Howard; Zelnik, Jonathan; Tarshish, Israel; Rogers, Michael “chomping at the Bit: U.S. Federal Income Taxation of Bitcoin Transactions” Tax Notes International (Jan.27, 2014).

(17) 前掲16 4頁

(18) 前掲16 5頁～9頁

(19) 前掲16 10頁～14頁

(20) 前掲16 15頁～16頁

(21) [http://cdn1.sbnation.com/assets/3952017/2014-010233\\_Law\\_Library\\_of\\_Congress\\_Bitcoin\\_jurisdictional\\_survey.pdf](http://cdn1.sbnation.com/assets/3952017/2014-010233_Law_Library_of_Congress_Bitcoin_jurisdictional_survey.pdf)

「Regulation of Bitcoin in Selected Jurisdictions Alderney・Argentina・Australia・Belgium・Brazil・Canada Chile・China・Croatia・Cyprus・Denmark・Estonia・European Union・Finland・France・Germany・Greece・Hong Kong・Iceland・India・Indonesia・Ireland・Israel・Italy・

Japan Malaysia・Malta・Netherlands・New Zealand・Nicaragua・Poland・Portugal・Russia・Singapore・Slovenia・Spain・South Korea・Taiwan・Thailand・Turkey・United Kingdom January 2014」

(22) [http://www.vero.fi/sv-FI/Detailerade\\_skatteanvisningar/Inkomstbeskattning\\_av\\_personkunder/Inkomstbeskattning\\_av\\_virtuella\\_valutor/%2828454%29](http://www.vero.fi/sv-FI/Detailerade_skatteanvisningar/Inkomstbeskattning_av_personkunder/Inkomstbeskattning_av_virtuella_valutor/%2828454%29)

Startsida > Detailerade skatteanvisningar > Inkomstbeskattning av personkunder > Inkomstbeskattning av virtuella valuator (スウェーデン語 ホーム>詳細な課税規則>個人納税者の所得課税>仮想通貨の所得課税)

(23) <http://www.zdnet.com/singapore-issues-tax-guidance-on-bitcoins-7000024966/>

Singapore issues tax guidance on Bitcoins.

(24) <http://www.iras.gov.sg/irasHome/page04.aspx?id=15471>

For companies > Preparing tax computation > What is Taxable Income > Income Tax Treatment of Virtual Currencies

(25) [http://www.iras.gov.sg/irasHome/page04.aspx?id=2276#sale\\_of\\_virtual\\_currency](http://www.iras.gov.sg/irasHome/page04.aspx?id=2276#sale_of_virtual_currency)

GST > For GST-registered businesses > Charge & Claim GST > Essential GST information for business sectors > e-Commerce

(26) <http://www.faz.net/aktuell/finanzen/devisen-rohstoffe/digitale-waehrung-deutschland-erkennt-bitcoins-als-privates-geld-an-12535059.html>

Deutschland erkennt Bitcoins als privates Geld (ドイツはビットコインを私的貨幣として認識する)

(27) <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/toup/t186028.pdf>

内閣参質186第28号 平成26年3月7日

(28) 酒井克彦「米国 Limited Liability company からの分配金に対する課税(2) 租税法上の法人概念と米国における法人該当性」比較法制研究 第31号 国土館大学比較法制研究所 2008 3頁

(29) 民法第85条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(30) 川井健 『民法概論1 民法総則 第4版』 有

斐閣 2008年3月 112頁

- (31) 刑法第7条の2 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (32) <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/chitekizaisanken.html>  
HOME > 著作権 > 著作権制度に関する情報 > 著作権制度の解説資料 > 知的財産権について
- (33) 知的財産基本法第2条
- (34) 特許法第66条 特許権は、設定の登録により発生する。
- (35) 商標法第18条 商標権は、設定の登録により発生する。
- (36) 著作権法第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- (37) 著作権法第61条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- (38) 著作権法第52条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。
- (39) 不正競争防止法第1条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (40) 資金決済に関する法律第2条、第3条(定義)
- (41) 外国為替及び外国貿易法第6条(定義)
- (42) 金子宏『租税法[第18版]』288頁(弘文堂、2013)
- (43) 所得税法施行規則第57条 青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
- (44) 商法第19条 商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- (45) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 連続意見書第四 棚卸資産の評価について(昭和37.8) 第一 企業会計原則と棚卸資産評価 七 棚卸資産の範囲 貸借対照表に棚卸資産として記載される資産の実体は、次のいずれかに該当する財貨又は用役である。(イ)通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役(ロ)販売を目的として現に製造中の財貨又は用役(ハ)販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨(ニ)販売活動および一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨
- (46) 企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準 平成18年7月5日 改正平成20年9月26日 企業会計基準委員会  
棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。
- (1) 個別法 取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法 個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。
- (2) 先入先出法 最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法
- (3) 平均原価法 取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法 なお、平均原価は、総平均法又は移動平均法によって算出する。
- (4) 売価還元法 値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法 売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。
- (47) 研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書 研究開発費等に係る会計基準 平成10年3月13日 企業会計審議会  
四 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理  
1 受注制作のソフトウェアに係る会計処理

受注制作のソフトウェアの制作費は、請負工事の会計処理に準じて処理する。

2 市場販売目的のソフトウェアに係る会計処理  
市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、資産として計上しなければならない。ただし、製品マスターの機能維持に要した費用は、資産として計上してはならない。

(48) トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準

15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。

16. トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)における売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。

(49) 営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する。

(50) 企業会計原則 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落した時は、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

(51) 法人税法第2条第24号(定義) 繰延資産 法人税法施行令第14条(繰延資産の範囲)

(52) 法人税基本通達13の2-1-3(多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算)

(53) 前掲42 117頁

(54) 前掲42 179頁

(55) 所得税法第2条第1項第16号、所得税法施行令第3条(棚卸資産の範囲)

(56) 所得税基本通達33-1(譲渡所得の基因となる資産の範囲)譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又

は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる。

(57) 法人税法第22条第4項 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

(58) 法人税法基本通達2-1-21の2(短期売買商品の譲渡による損益の計上時期の特例)

(59) 消費税法第2条第1項8号(定義) 資産の譲渡等事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)をいう。

同法第4条第1項(課税の対象) 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

(60) 消費税法基本通達5-1-3(資産の意義) 法第2条第1項第8号及び第12号《資産の譲渡等の意義等》に規定する「資産」とは、取引の対象となる一切の資産をいうから、棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産が含まれることに留意する。

(61) 消費税法第4条第3項(課税の対象) 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

第1号 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所(当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)

(62) 消費税法第4条第2項(課税の対象) 保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する。

(63) 消費税法施行令第6条第1項第7号(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定) 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずる権利を含む。)又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(以下この号において「著作権等」という。) 著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

- (64) 消費税法別表第1(同法第6条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものには、消費税を課さない。)別表第1第2号金融商品取引法第2条第1項(定義)に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの(ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。)及び外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号(定義)に規定する支払手段(収集品その他の政令で定めるものを除く。)その他これに類するものとして政令で定めるものの譲渡
- (65) 消費税法施行令第6条第1項第7号(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずる権利を含む。)又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(以下この号において「著作権等」という。)著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地  
消費税法施行令第17条第2項第6号(輸出取引等の範囲) 第6条第1項第4号から第8号までに掲げる資産の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるもの
- (66) 前掲59
- (67) 相続税法基本通達11の2-1(財産の意義) 法に規定する「財産」とは、金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのものをいうのであるが、なお次に留意する。
- (1) 財産には、物権、債権及び無体財産権に限らず、信託受益権、電話加入権等が含まれること。
  - (2) 財産には、法律上の根拠を有しないものであっても経済的価値が認められているもの、例えば、営業権のようなものが含まれること。
  - (3) 質権、抵当権又は地役権(区分地上権に準ずる地役権を除く。)のように従たる権利は、主たる権利の価値を担保し、又は増加させるものであって、独立して財産を構成しないこと。
- (68) 前掲42 115頁
- (69) 前掲42 559頁
- (70) 相続税法第9条 対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。

- (71) 国税徴収法第47条(差押の要件) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。
- (72) 国税徴収法基本通達第5章 滞納処分第1節 財産の差押え第1款 通則第47条関係 差押えの要件 差押えの対象となる財産
- 5 (財産の帰属) 差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない。
- 6 (財産の所在) 差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあるものでなければならない。なお、財産の所在については、相続税法第10条《財産の所在》に定めるところに準ずるものとする。(注)法施行地域外に滞納者の財産があると認められる場合であっても、租税条約等(租税条約等実施特例法第2条第2号に規定する租税条約等をいう。以下同じ。)の規定に基づき、相手国等(同条第3号に規定する相手国等をいう。以下同じ。)に対し、徴収の共助の要請をすることができる場合がある(同法第11条の2参照)。
- 7 (財産が金銭的価値を有すること) 差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有するものでなければならない。なお、次のことに留意する。
- (1) 金銭又は物の給付を目的としない行為(例えば、演奏をすること)又は不作為(例えば、競業をしないこと)を目的とする債権は、差押えの対象とならない。ただし、これらの債権が債務不履行等により損害賠償請求権となった場合には、差し押さえることができる。
  - (2) 金銭又は物を第三者に給付することを請求する債権は、納税者にとって金銭的価値を有しないから、差押えの対象とならない。ただし、これらの債権が債務不履行等により納税者の損害賠償請求権となった場合には、差し押さえることができる。
- 8 (財産が譲渡又は取立てができるものであること) 差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。なお、次のことに留意する。
- (1) 有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第11条第2項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》又は小切手法第14条第2項《指

図禁止の場合の譲渡の方式等》の規定により、指名債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ譲渡することができる(民法第467条、第468条参照)。したがって、当該手形等に係る債権は、法第62条《差押の方法及び効力発生時期》の規定により差し押さえることができる。

(2) 相続権、扶養請求権、慰謝料請求権、財産分与請求権等は、納税者の一身に専属する権利であるから、譲渡することができない。ただし、その権利の行使により、金銭債権等の具体的債権となったときは、その債権を差し押さえることができる。

(3) 要役地の所有権に従たる地役権又は債権に従たる留置権、先取特権、質権若しくは抵当権は、主たる権利とともにするのでなければ譲渡することができない。したがって、これらの権利は、独立したものとして差し押さえることができない。

(73) 国税徴収法第72条(特許権等の差押えの方法及び効力発生時期) 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行う。2 前項の差押えの効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

(74) 国税徴収法第89条(換価する財産の範囲) 差押財産(金銭、債権及び第57条(有価証券に係る債権の取立)の規定により債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。)は、この節の定めるところにより換価しなければならない。2 差し押えた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立をしようとする時から6月以内に到来しないもの及び取立をすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。

(75) 国税徴収法第109条(随意契約による売却) 第1項 次の各号の一に該当するときは、税務署長は、差押財産を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。第2号 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

(76) 国税徴収法第187条

(77) 民事執行法第167条(その他の財産権に対する強制執行)

(78) 民法第657条(寄託) 寄託は、当事者の一方が相

手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(79) 国税徴収法第67条(差し押えた債権の取立) 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

(80) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条(定義)第2項 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。(ビットコイン交換所が該当する可能性があるのは) 第36号 本邦において両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以外の通貨をいう。))又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者、第40号 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品(以下「貴金属等」という。)の売買を業として行う者。

(81) 所得税法第224条の6(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知) 金若しくは白金の地金又は金貨若しくは白金貨(以下この条において「金地金等」という。)の譲渡をした者(法人税法 別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。)で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価(その額が政令で定める金額以下のものを除く。)の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。)をその金地金等の譲渡を受けた者(金地金等の売買を業として行う者に限る。以下この条において「支払者」という。)に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

同法第225条(支払調書及び支払通知書) 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、

---

当該各号に規定する支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。第14号 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

<sup>(82)</sup> <http://wired.jp/2013/12/19/major-china-bitcoin-exchange-halts-deposits-price-crashes-by-half/>  
中国でビットコイン規制：価値は半減

<sup>(83)</sup> <http://www.nikkei.com/article/DGXBZO57739650V20C13A7HR0A00/>  
仮想通貨ビットコイン 便利さ、記者も使って実感 国際決済一瞬で

<sup>(84)</sup> 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項

<sup>(85)</sup> <http://www.hmrc.gov.uk/briefs/vat/brief0914.htm>  
Revenue & Customs Brief 09/14 Tax treatment of activities involving Bitcoin and other similar cryptocurrencies

<sup>(86)</sup> <http://www.irs.gov/uac/Newsroom/IRS-Virtual-Currency-Guidance>  
IRS Virtual Currency Guidance: Virtual Currency Is Treated as Property for U.S. Federal Tax Purposes; General Rules for Property Transaction Apply